



くるみん通信

vol.2

2013年9月発行

《発行》厚生労働省
大分労働局雇用均等室
〒870-0037
大分市東春日町17番20号
大分第2ソフィアプラザビル4F
TEL 097(532)4025
FAX 097(537)1240
<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



どんどん成長するみんな!

くるみん通信第2弾!



くるみん通信 vol.2
今月は2社の事例紹介
をしています。
太陽の家さん
佐藤第一病院さん
ぜひご覧になって
参考にしてください。

中央～大分労働局雇用均等室長 手塚和子 右～大分労働局長 浅田和哉
(平成25年7月17日、大分労働局にて「仕事と家庭の両立支援」について話されました)

まずはチェック!

一般事業主行動計画の届出・認定の状況

一般事業主行動計画の届出企業数

全国・・・67866社 大分県内・・・**844社**

認定企業数

全国・・・1651社 大分県内・・・11社

九州・沖縄8県中3位

(※平成25年8月現在)



7月に「太陽の家」さんがくるみんマークを取得したよ。仲間が増えてうれしいみんな。みんなどんどん仲間にはいってほしいみんな。

大分県内の認定企業 (認定取得順)

- ① 株式会社トキハ (H19年)
- ② 社会福祉法人安岐の郷 (H22年・H24年)
- ③ 医療法人社団恵愛会 大分中村病院 (H22年)
- ④ 株式会社大分銀行 (H22年)
- ⑤ 株式会社日豊ケアサービス (H23年)
- ⑥ 国立大学法人大分大学 (H23年)
- ⑦ 医療法人敬和会 大分岡病院 (H23年)
- ⑧ 医療法人聖陵会 聖陵岩里病院 (H23年)
- ⑨ フンドーキン醤油株式会社 (H24年)
- ⑩ 医療法人明徳会 佐藤第一病院 (H25年)
- ⑪ **社会福祉法人 太陽の家 (H25年)**

新たな認定企業が誕生しました！

今年7月に「社会福祉法人太陽の家」が次世代法における厚生労働大臣の認定を受け、くるみんマークを取得しました。ここでは、行動計画や取組内容の一部をご紹介します。

太陽の家さん、どうぞよろしくね！



みんなは、認定を取得するための要件のひとつに、「策定した行動計画を実施し、目標を達成したこと」というのがあるって、知ってたみん？
太陽の家さんはどんなことを目標にしていたのかな♪

社会福祉法人太陽の家行動計画（計画期間 H23.4.1～H25.3.31）

目標① 計画期間内に男性の育児休業取得者を1名以上とする。

Clear!



計画期間内に1名の**男性育児休業取得者**がいました！

（取得期間：11日間）

労働者数	
男性	269名
女性	248名
計	517名

目標② 育児短時間勤務の推進又、所定外労働を免除する対象者の範囲を拡大するため、規程の変更を行う。



対象者を、法を上回る「**小学校就学前の子を養育する労働者**」としました！

Clear!

目標③ 各自の年次有給休暇（前年度繰越有給日数+今年度有給発生日数）の25%以上の取得促進を行う。



定期的に取得を呼びかけ取得率の現状を知ってもらうため**社内メール**を活用したり、部署ごとに月の**年休取得計画表**を作成するなどの取得促進を行った結果、取得率は目標を上回り**30%を超えました！**

Clear!

～太陽の家の担当者・濱田さんからのコメント～

実際に育児休業を取った男性職員の感想は、「今までより一層二人の娘への愛情がわき、次にまた子供が生まれたら、迷わず育児休業を取得したい」というものでした。育児・家事の重要性を体験して知ったことで価値観まで変わったそうです。

当法人は介護福祉事業を行っていますが、具体的な事業内容はその中でも多岐にわたります。年次有給休暇の取得率を上げる目標については、業務によっては年休を取得できる人となかなかできない人との差があるなど難しい点はありましたが、各部署での業務の見直しのおかげで目標取得率を上回ることができました。

少子高齢化が進行する今、こころにゆとりをもって子育てできるように「働きやすい職場環境」をつくることは大切です。これから認定を目指す企業さんには、規定の見直しや行政の制度も利用して、職員ひとりひとりに周知して協力し合い取り組んでほしいと思います。



均等室日記

私だけの！

（雇用均等室・J）

これも新発見、

それでもいいんです。

た・・（泣）。

それでもないんです。

た・・（泣）。

その日、このことを同

僚に話しましたが、冷

たい眼差しで誰も信じ

てくれませんでした。

と信じています。

突然の出来事で驚きました

が、私が見たものは正に水

族館で見たイルカのような

だったので、あれはイルカだ

と信じています。

戻返しているところを目撃

しました。

突然の出来事で驚きました

が、私が見たものは正に水

族館で見たイルカのような

だったので、あれはイルカだ

と信じています。

戻返しているところを目撃

しました。

先日、目覚めも天気も良く、

海が見たくなって岸壁から

別府湾を眺めていました。

すると、およそ10メートル

先の海面に、灰色した大

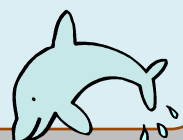
きな生き物が姿を現し、す

ぐさま潜り、これを3回繰

り返しているところを目撃

しました。

私だけの新発見



仕事と家庭の両立支援の取組事例

平成 25 年度の雇用均等行政推進会議は、平成 25 年 7 月 17 日（水）に大分労働局で開催されました。日頃から仕事と家庭の両立支援に積極的で、平成 25 年 3 月にくるみんマークの認定を取得された「佐藤第一病院」（宇佐市）の人事課長高林てるみ様から具体的な取組を発表していただきました。

頑張るアナタにエールを！

ワーキングパパ・ママ

当院では育児をしながら働くスタッフが多く在籍しています。このコーナーでは子育てしながら仕事と家庭を両立させ、自分のライフスタイルに合った職種や雇用形態を選択しながら働いている職員を紹介致します。

■今の仕事内容は？
理学療法士
急性期病棟での理学療法業務
月曜日～土曜日
8時30分から17時30分

～今回はワーキングパパです～



リハビリテーション部
小洞 英嗣

■休日の過ごし方は？
何かと出事が多く、また平日は顔を合わせる時間が短い分、予定のない休日は家族で買い物に行ったり、実家に帰ったりと一緒にいられる時間を大切にしています。

■両立のコツは？
妻の協力はもちろんですが、私たちを支えてくれるお互いの両親をはじめ、友人、職場の皆さんなど、多くの方々からの様々なご協力・ご配慮があつての今であると思っています。

■佐藤第一病院で働いて良かったこと
同じように子育て世代のスタッフも多く、仕事以外の面でも気軽に様々な話が出来る環境で働けることは非常に有り難いです。また、病院自体が子育てにも積極的に取り組んでいるという点において、子育てに最適な職場であると感じています。

タイムスケジュール(日勤時)

7:00	起床
8:00	出勤
8:30	始業
	勤務
17:30	終業
19:00	帰宅
19:30	子供とお風呂
20:00	夕食 子供と遊ぶ
21:00	子供就寝
	妻と一日の出来ごとを読む
24:00	就寝

仕事 子育てしている時間 睡眠時間 その他



(高林さんです)



育児休暇を取得された男性職員
さんの感想

「育児休暇を取得することによって、家事の大変さや夫婦で支えあう事の大切さ、子供と過ごす時間の楽しさを感じる事ができ、これからも家族仲良く協力しながら生活していきたいと思っています。」

(出典 佐藤第一病院 広報誌より)

特定医療法人明徳会 佐藤第一病院 (宇佐市)

■ 高林課長さんのコメント

当院では、日頃から人材の確保、定着に両立支援は欠かせないと考え、積極的に取組んでいます。具体的には、「男性の育児休業取得を推進する」「配偶者の出産に際し、配偶者出産休暇の制度を設け、積極的に取得を促進する」「育児休業中の職員に対して、3か月ごとに情報誌等を送付して職場復帰の手助けとする」などを目標にして取組を行ってきました。また、職員が理解しやすいように両立支援のパンフレットも独自に作成しました。このような取組みが、職場環境の改善につながっていると思います。

■ 質疑応答 (こんな質問がありました。)

①【質問者】 育児休業取得者の仕事はどのようにしてカバーしていますか？

【高林課長】 基本的に代替要員等は採用はせず、新卒者を充てたりして皆の協力でカバーしています。そのことが、業務体制の見直しにつながりました。

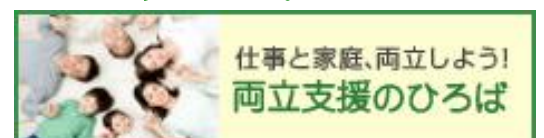
②【質問者】 両立支援の取組を行う事によって病院の職場環境等にどのような影響がありますか？

【高林課長】 お互いに支えあうことで、社員のモチベーションがあがり、社員間のコミュニケーションもスムーズになりました。また、退職者も減りました。*活発な意見交換になりました



会議の様子です

もっといろんな企業の取組等知りたい方は
こちらをご覧ください。↓



<http://ryouritsu.jp/>

Q&Aコーナー 介護休業って？

Q：県内の会社で総務・人事担当をしています。

社員の一人から「親の介護のため少しの間休業したい」と相談を受けました。実は私自身、介護休業という制度があることは知っていますが、具体的にどのような制度なのか分かっていないのが正直なところですが。介護休業がどのような制度か教えてほしいのですが。

A：ここでは育児・介護休業法で定めている介護休業と雇用保険の給付について説明します。

介護休業とは、要介護状態にある家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び同居し扶養する祖父母、兄弟姉妹、孫）を介護する場合に取得できる休業制度のことをいい、休業期間は、家族1人につき要介護状態に至るごとに1回、通算93日までの間で労働者が申し出た期間となります。

また、勤務しながら介護をする方のための制度として、①介護休暇制度、②時間外労働・深夜業の制限、③短時間勤務等措置（所定労働時間の短縮や時差出勤等のうち何らかの措置を事業主に義務付けたもの）があります。

さらに、事業主には①介護休業や上記の制度利用を申し出たことによる解雇その他不利益な取扱いの禁止、②転勤についての配慮が義務付けられています。

なお、法律で定められている介護休業の範囲であれば、要件を満たせば休業する方が雇用保険の給付（介護休業給付金）を受けられます。

より詳しいお問い合わせは、雇用均等室へどうぞ。



次号は彼のイクメンぶりに注目!?

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆さまへ

平成25年度 両立支援助成金のご案内

両立支援助成金とは、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または事業主団体に対して支給する助成金で、次の3種類があります。

①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
②子育て短時間勤務支援助成金
<ul style="list-style-type: none"> I 代替要員確保コース II 休業中能力アップコース
③中小企業両立支援助成金
<ul style="list-style-type: none"> III 継続就業支援コース IV 期間雇用者継続就業支援コース (平成25年度新設)

※お知らせ

税制優遇制度が終了します。

くるみんを取得した事業主様に対する建物等の割増償却制度の利用は、事業年度の開始日が平成26年3月31日までとなっています。平成26年4月1日以降が事業年度の開始日で税制優遇措置を受けたい事業主様は、平成26年3月31日までにくるみん認定を取得する必要があります。詳細は均等室までお問合せください。

☎097-532-4025 田島・内田

最後に・・・

くるみんのひとりごと。

今回は認定企業の取組みについて紹介をしたみんな。参考になったかな？

みんなくるみんを応援してね。次号はどんなかな。楽しみだみんな！

(東京オリンピックに出場したいみんな・・・)

